

林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実強化を求める意見書について

林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実強化を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年10月7日

旭川市議会
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

佐藤 さだお

菅原 範明

林 祐作

木下 雅之

松田 たくや

上村 ゆうじ

福居 秀雄

宮本 儔

えびな 信幸

杉山 允孝

林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

本市においては、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の持続可能な発展に向けて、施策の充実強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じ林業・木材産業の持続可能な発展に向けて、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取組や、森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会